

報告にあたって

本格的な分権時代の到来により、地方自治体の指針ともなるべき自治基本条例や、市民の主体的な活動をすすめるための条例などの制定に向けた動きが全国的に広がっています。

当策定委員会は、平成19年12月に、市民自治基本条例に関して、本条例に規定すべき内容についての検討依頼を受け、以後、平成21年4月までの間、のべ12回の策定委員会と部会に加え、のべ18回の委員によるワーキング会議を開催し、本市の状況を踏まえつつ、先進都市の制定事例等を参考に、集中して議論を重ねてまいりました。

長浜市の自治は、いにしえからの住民自治を土台に、主権者である市民の参画を基本として、市民、市議会及び市がそれぞれの責任と役割分担に基づき、協働してすすめていかなければなりません。また、今後の合併による新たな長浜市を見つめるとき、住民が主体となり、各地域の特性に応じた「地域づくり」を行うとともに、「自主・自立のまち」を確かなものとするための仕組みを構築することが強く求められています。

この報告においては、こうした基本的な自治の枠組みを明らかにするとともに、今後の新しい課題に対しても、一定の方向性とそれに必要な仕組みを提案することができたと考えています。

報告書には、策定委員会で一定の合意に至ったものを、条例に規定すべき内容として提案するとともに、これに関する考え方を記しています。

今後、市におかれましては、この報告書をもとに内容の整理をしていただき、パブリックコメントなどにより市民の意見を聞き取っていただいた後に、早期に条例としてまとめられ、議会に上程されることを期待します。

平成21年5月7日

長浜市市民自治基本条例策定委員会
会長 高橋政之